大阪府子どもの生活に関する実態調査における貧困層（困窮度）の算出について

資料４－１

○厚生労働省が実施する国民生活基礎調査（以下、「国調査」）において、ＯＥＣＤ（経済協力開発機構）による作成基準に基づいて「子どもの貧困率（＊１）」が算出されている。（平成２４年：１６．３％）

（＊１）子どもの貧困率：等価可処分所得（＊２）が全世帯の構成員の等価可処分所得額の中央値を２で除した額（いわゆる「貧困線」、平成２４年は１２２万円）に満たない１７歳以下の者の数が、１７歳以下の者の総数のうちに占める割合

（＊２）等価可処分所得：世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した額

（例）３人世帯における可処分所得が５００万円の場合、当該世帯員の等価可処分所得は５００万円÷√３＝２８８．６万円

○国調査においては、所得額等について回答者に詳細な記載を求めて貧困率を算出しているが、府実施の「子どもの生活に関する実態調査（以下、「府調査」）」における世帯所得額については、回答者の負担感や回収率への影響を考慮し、５０万～１００万円といった幅のある数値で把握することとした（保護者に対する問２７（４））。

○そのため、府調査においては国調査による貧困率と同様の数値は算出できないが、分かりやすいデータをお示しする観点から、国調査における貧困線（平成２４年　１２２万円）を活用して貧困層の割合を把握することや国の貧困線の算出方法に府が把握した幅のある所得データを当てはめて算出した貧困線と貧困層の割合を示すことができないかといったことについて検討をしている。

○このたび、府立大学より困窮度の算出について、別添資料４-２のとおり、貧困層（困窮度）の分類の仕方について提案があった。